

この届出は  
駐車施設設置(変更)承認申請書と  
 一緒に提出してください。

改正後条例適用届出書

2部提出してください。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

押印は不要です。

住所 千葉市中央区千葉港1-1

届出者氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先電話番号 〇〇〇-△△△△-□□□□

連絡先電子メールアドレス

@

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第28号）附則第3項の規定により、改正後の条例の適用を受けたいので届け出ます。

延べ面積です。容積対象面積ではありません。  
 (延べ面積に駐車場を含む場合は除外可)

条例第3条から第4条までの規定により対象となる建築物	所在地	千葉市中央区千葉港〇〇番〇〇		
	建築物用途	← 事務所・店舗・共同住宅など		
延べ面積	建築物用途別	特定用途部分	10,000m <sup>2</sup>	合計 10,000m <sup>2</sup>
		特定用途以外の用途に供する部分	m <sup>2</sup>	
	用途地域	<input checked="" type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> その他 (      )		
	建築年月	平成〇年〇月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">             一般車用駐車場台数(自動二輪用駐車場台数)         </div>	
		種別	サイズ	台数
変更前	最小規模の附置義務台数等	一般車	2.5m×6m	43台 (      台)
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">             条例で必要な台数(算定式から算出)         </div>		43台 (      台)
	整備台数等	荷さばき	m× m	台 (      台)
		自動二輪車	m× m	台 (      台)
		計		43台 (      台)
変更後	最小規模の附置義務台数等	一般車	2.3m×5m	34台 (      台)
		荷さばき	3.3m×7m	4台 (      台)
		自動二輪車	1m×2.3m	4台 (      台)
		計	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">             機械式駐車装置の場合は、15㎡としてください。         </div>	42台 (      台)
整備台数等	一般車	2.5m×5m、2.5×6m	20台、10台 (      台)	
	荷さばき	3.3m×7m、4m×6m	2台、2台 (      台)	
	自動二輪車	1m×2.3m	4台 (      台)	
	計		38台 (      台)	

添付図面（駐車施設については、新条例適用後のもの）

図面の種類		明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる物件並びに建築物の位置
	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置、規模及び届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模
駐車施設	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の車路及び幅員、敷地に接する道路の位置及び幅員その他主要な施設
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設内外の車路及び幅員その他主要な施設

- (注) 1 ( ) 内には敷地の外に設けた駐車施設の台数を記入してください。なお、改正後の条例適用にあたり、公共交通機関等利用促進措置による駐車施設の附置義務台数の特例を受ける場合は、条例第7条の3の承認を受ける必要があります。
- 2 改正前の条例時の申請書の写し等、前回申請時の資料がある場合は、併せて添付してください。
- 3 改正前と改正後の附置義務台数を算定した資料を添付してください。
- 4 改正後の条例を受ける際に、条例第6条第2項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設の場合は、当該装置の大臣認定書の写しとその仕様を明示した図面等を併せて添付して下さい。